

(宛先) 流山市長

施設等利用費請求書

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、流山市内に居住していることを流山市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを流山市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払状況を流山市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を流山市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	年 月 日
氏 名	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			現住所	電話：

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号				
認定番号					
生年月日	年 月 日	フリガナ			
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名			
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した					
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日		

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部又は認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（以下「認可外保育施設等」という。）について記入（在籍している施設が無い場合は記入不要）

フリガナ		所在地	〒		
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：		
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した			
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日		

4. 施設等利用費請求額

円

5. 施設等利用費の振込先を記入して下さい(請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。)

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座					
銀行・信用金庫	支店	口座番号					
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)					

添付書類

- (1) 特定子ども・子育て支援提供証明書
- (2) 領収証（口座振替の場合は、通帳コピー等の支払金額の確認できる書類でもよい。）
- (3) 次に掲げる場合に応じた別紙1～3
 - ア 預かり保育事業の利用費の償還を受ける場合：別紙1
 - イ 認可外保育施設等の利用費の償還を受ける場合：別紙2
 - ウ 幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用費の償還を受ける場合：別紙3

別紙 2

1. 申請期間内に利用した認可外保育施設等を記入（複数記入可）

①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額		
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額		
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額		

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で割り、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

2. 認可外保育施設等の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※2 子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
 ・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：
 $40,300(45,700)円 \times 転出日までの日数 \div その月の日数$
 ・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：
 $40,300(45,700)円 \times 転入先での認定日からの日数 \div その月の日数$